

第4回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月6日(火) 午後2時00分から午後3時15分
2. 開催場所 おりなす八女 小ホール
3. 出席農業委員(20名)
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 月足 靖彦 | 2番 | 鵜木 敏通 | 3番 | 松尾 健一 |
| 4番 | 牛嶋 徹也 | | | 6番 | 角 秀次 |
| 7番 | 馬場 康浩 | 8番 | 大坪知美子 | | |
| 10番 | 仁田原一太 | | | 12番 | 入江 保生 |
| 13番 | 高山 和典 | 14番 | 今村 嗣範 | 15番 | 増永 勝広 |
| 16番 | 古賀 則夫 | 17番 | 江崎 潔 | 18番 | 中村 善徳 |
| 19番 | 茅島 澄雄 | 20番 | 中村 輝義 | 21番 | 田村 一彦 |
| 22番 | 三宅 覚 | 23番 | 池尻 律芳 | | |
4. 出席最適化推進委員(12名)
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 2番 | 橋爪寿賀夫 | 7番 | 隈本 俊光 | 9番 | 末石 敏和 |
| | | 16番 | 延 和洋 | 17番 | 井上 健吾 |
| 21番 | 一ノ瀬健次 | 23番 | 加藤 龍一 | | |
| 31番 | 水本 敏明 | 34番 | 森 義則 | 35番 | 古庄 秀司 |
| 37番 | 平 和宣 | | | 44番 | 末崎 博利 |
5. 欠席委員 農業委員(4名)
- | | | | | | |
|-----|-------|----|-------|-----|-------|
| 5番 | 小川 哲郎 | 9番 | 中島 秀徳 | 11番 | 稲葉 初男 |
| 24番 | 城後 公一 | | | | |
6. 欠席委員 最適化推進委員(3名)
- | | | | | | |
|-----|------|-----|-------|-----|-------|
| 11番 | 牧口 武 | 27番 | 仁田原政美 | 41番 | 栗原 英喜 |
|-----|------|-----|-------|-----|-------|
7. 議事日程
- 第1 会議の成立
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案の上程
- 第4 議案の審議

議案第14号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の
 任免について

報告第 6号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について
 議案第16号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定
 の処理について
 議案第17号 農地法第5条の規定による許可処分の変更について
 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について
 議案第19号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積（別段の面積）
 の設定について
 議案第20号 農地法第3条第1項に係る標準処理期間の設定について

8. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 原 知輝 書記 樋口 昌伸
 黒木支所 渡部 真弓 立花支所 大久保 南那瀬 上陽支所 松尾 誠
 星野支所 江藤 繁徳 矢部支所 城 豪志

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に
 関係すると思われる部分等については削除しています。）

議長 みなさまこんにちは。本日の総会は城後会長が病欠の為、欠席であ
 ります。農業委員会等に関する法律第5条第5項および八女市農業委
 員会会議規則第19条に基づき、城後会長に代わり会長職務代理者で
 あります私、月足が議長の職務を代理致します。本日は、令和3年第
 4回農業委員会総会を開催いたしましたところ、議員各位には大変お
 忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。ただ
 今より、農業委員会総会を開会いたします。

（議長着席）

議長 日程 第1・会議の成立
 只今の出席委員の数は農業委員20名、
 農地利用最適化推進委員12名であります。
 会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

議長 日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。
 議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、21番
 田村一彦委員、22番三宅覚委員を本日の会議の議事録署名委員に指
 名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

	<p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。 日程 第3・議案の上程を行います。 事務局より案件の朗読をお願いします。</p>
	<p style="text-align: center;">(案件朗読)</p>
議 長	<p>事務局朗読のとおり、報告1件・議案7件を一括議題といたします。 1ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第14号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の任免について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第14号農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の任免についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。令和3年4月1日付で大津賢司外4名を免じております。 2ページをお願いいたします。令和3年4月1日付で小川博人外5名を任命しております。任免の理由につきましては議案書のとおりでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定しました。 ここで議事を一時中断いたしまして、新しく事務を担当されます職員の方々には就任の挨拶をお願いします。</p>
	<p style="text-align: center;">(任免職員のあいさつ)</p>
議 長	<p>議事に戻ります。3ページをお願いします。</p>

議 長	報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について事務局より通知の説明をお願いします。
事務局	座って説明させていただきます。農地法第18条第6項の規定による通知の報告につきましては8件あります。解約のあった土地13筆のうち、田10筆、畑3筆、合計面積10,634㎡です。それぞれ、合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。 6ページをお願いします。
議 長	議案第15号、農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をお願いします。
事務局	1番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番を事務局より説明をお願いします。
事務局	2番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲受人の経営拡大と譲渡人の耕作不便ということでの所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p>
農業委員 21番	<p>はい。21番の田村です。譲受人の方は筑後市で行政書士をされてる方ですか。この方がもし行政書士をされてる方なら、農業を今後やっていくということで間違いありませんか。</p>
事務局	<p>頂いた申請書に基づきますと、職業は農業ということで申請を受けてまして、農業経験の方は42年、世帯にお一人35年間一緒に農作</p>

事務局	業従事をされてる方がいまして、お二人で経営されるということになっています。
農業委員 21番	うちのところに太陽光を設置されてる方と同じ苗字だったし、山ノ井の方だったので、その方と一緒にならば本当に農業されるのかなと思って質問しました。農業をされるということで間違いのないならば大丈夫です。
議長	他にありませんか。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番を事務局より説明をお願いします。
事務局	5番についてご説明いたします。(議案書朗読) 譲受人の経営拡大と譲渡人の農業廃止ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番を事務局より説明をお願いします。
事務局	6番についてご説明いたします。(議案書朗読) 譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上です。

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8番について説明いたします。(議案書朗読)父である譲渡人から子である譲受人への所有権移転贈与の申請です。</p> <p>譲受人は新規営農となります。譲受人は幼いころから実家の農業を手伝ってこられました。現在は祖父と譲渡人である父が主に農業を担ってありますが、以前より農業に興味があり、今後後継者として農業を受け継いでいかれる予定です。譲り受けた農地で白桃や栗の栽培をされ、農協へ出荷をされます。栽培技術については祖父と父に指導を頂き習得される予定です。3条申請の面積が6,014㎡であり、下限面積については満たしています。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番を事務局より説明をお願いします。
事務局	9番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による賃借権設定5年の申請です。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番を事務局より説明をお願いします。
事務局	10番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 8ページをお願いします。 次の番号11番、12番、13番は下限面積関連のため一括して審議いたします。それでは事務局より説明をお願いします。
事務局	11番から説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の新規営農ということでの所有権移転売買の申請です。 続きまして12番について説明します。(議案書朗読)譲渡人の経

事務局	<p>営縮小と譲受人の新規営農ということでの所有権移転売買の申請です。</p> <p>続きまして13番について説明します。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の新規営農ということでの所有権移転売買の申請です。</p> <p>続きまして譲受人について説明いたします。譲受人は大牟田市で10年前から家庭菜園で野菜を作り始め、5年前から無農薬の肥料で作られているグループで農法を学ばれ、現在は無農薬のレモン、柚子等を作付してあります。農業経験はおありです。農地取得後、星野村へ移住され栗・柚子の作付を予定してあります。出荷は星野村および大牟田市の直売所を予定してあります。</p> <p>下限面積につきましては番号11番・12番・13番合わせまして6,341㎡でございますので問題はございません。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号14番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>14番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>

議 長	続いて番号15番を事務局より説明をお願いします。
事務局	15番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人から譲受人への親から子への10年間の使用貸借権設定の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号16番を、事務局より説明をお願いします。
事務局	16番について説明させていただきます。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号17番を事務局より説明をお願いします。
事務局	17番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 11ページをお願いいたします。</p>
議 長	<p>議案第16号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。本案件は八女市農用地利用集積計画について八女市長から本委員に対して決定を求められているものでございます。今回は所有権移転の案件が1件ございます。</p> <p>1番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人から譲受人へ売買により所有権移転されるものです。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に議案第17号 農地法第5条の規定による許可処分の計画変更については14ページの議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理についての番号4番と関連いたしますので一括して審議いたします。それでは事務局より説明と現地確認の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は八女市蒲原にあります湯気の下交差点より城島線を城島の方へ50mほど進んだ農地になります。農地の区分は第1種農地と判断します。(議案書朗読)この土地を隣接する農地の同意もあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>3月26日に現地確認担当農業委員・推進委員および事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水はなく、雨水は東側にある側溝へ排水</p>

事務局	される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。
農業委員 21番	はい。単純な質問です。当初の計画のプラスアルファとして計画変更がされていると思うのですが、どのような理由でこれをしなければいけないのか。非常に広範囲な面積でありますので、本当にこれだけの面積を資材置場として活用されるのかを今後どういう形で確認作業をやっていくのかをお聞かせください。
事務局	こちらの計画変更につきましては、当初の事業より拡大することに伴い、資材置場について既存の面積では足りないということでの計画変更になっております。具体的にどのように確認していくかについては、工事完了前に提出される進捗報告や完了時に提出される完了報告書で状況確認を徹底するように指導していきたいと思っております。
農業委員 21番	どうして質問したかということ、なぜ14ページの方に記載されているのとは別になぜ計画変更をしなければいけないのかという理由と、非常に広大な面積でちょうどそのあたりに1年くらい前に駐車場として申請された農地が売地として出ているということを知りましたので、そのことの確認をしました。ということは当初から駐車場ではないというような形で申請をされたのではないかと考えておりますので、これが本当に今後2～3年このまま資材置場として使用されるのか、いつの間にか宅地になってないのか。そのあたりをどのように確認をするのかということの説明を具体的に求めているのであります。よろしく申し上げます。
事務局	こちらの方の申請は筑後市の建設会社でありまして、そちらの既存の施設の写真で建設業をきちんとされてあるということの実績はみております。筑後市で資材置場をもってあり、そこでは足りないからということで事業拡大に伴う新たな資材置き場の必要性に鑑み申請されております。筑後市の写真等で現在の状況を確認しております。

農業委員 21番	<p>もともと当初の計画が通っていたのになんでプラスアルファで計画変更をしなければならないのかと、今回僕らが現地確認で見たところの大きさをよいのではないかという質問と本当に資材置場として管理するために今後の問題提起としてどのようにしていきますかということ聞いています。</p>
事務局	<p>単純に事業をするうえで当初の計画では、見直したときに資材置場が手狭であったために計画変更を申請されたということになります。計画変更の申請の際に理由書を提出してもらっているため、以下読み上げます。</p> <p>「私は筑後市で建設業を営んでおります。建設業務の許可等を取得しており、公共工事などを数多く受注しております。主に土木工事を行っておりますが、土木工事は土や砕石、側溝や管など多くの建設資材が必要となる工事です。資材置場の確保の必要性から前回の申請地2筆に農地転用の手続きを行い、転用をいたしました。その際、隣接地であった今回の申請地4筆を購入したいとの相談をしましたが、金額等の折り合いがつかず、前回は2筆での申請となりました。その後今回の申請地所有者から連絡を受け、また資材置場が不足していたため、別の候補地を探していたところでもあり、今回購入することにしました。本来であれば前回の転用許可の内容通りに工事を完了し、今回の申請を行うべきかもしれませんが、今回の申請地も一緒に造成工事を行った方が擁壁等を取り崩さずすることができ、そのため経済的損失もなく費用も抑えられるため計画変更に至った次第です。」ということですが。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
農業委員 21番	<p>はい。わかりました。</p>
議 長	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>13ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理についての番号1番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は八女市吉田にあります長峰小学校より東へ800mほど進んだ農地になります。農地の区分は第2種農地と判断します。第2種農地は市街化になる見込みがある農地になります。</p> <p>(議案書朗読) この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして専用住宅用地として利用するための申請です。隣接農地の同意もあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>3月26日に現地確認担当農業委員・推進委員および事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は浄化槽で北側に排水され、雨水も同様に北側の用水路に排水される計画です。特段問題ないと確認しております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は八女市吉田にあります長峰小学校より東へ100mほど進んだ農地になります。農地の区分は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですから、農地の区分と転用目的は問</p>

事務局	<p>題ないと考えます。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして特定建築条件付売買予定地（4区画）として利用するための申請です。隣接農地の同意もあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>3月26日に現地確認担当農業委員・推進委員および事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理され、雨水は北側にある水路に排水される計画であり営農に支障があるなど特段問題ないと確認しております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号3番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は八女市新庄にあります今山公民館より西南へ300mほど進んだ農地になります。農地の区分は2番と同じく第1種農地と判断します。一時的な転用で農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められる場合については、3年間例外的に許可ができるものとされており、こちらは営農型発電設備になります。営農型発電設備は、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置するため、支柱部分等について転用許可を受けることとなりますが、この場合、下部の農地で営農の適切な継続が確保されることが前提であり、支柱等の設置については一時転用許可の対象となり、期間満了ごとに下部の農地の営農状況を勘案のうえ、再度一時転用許可を受けることができるとされています。（議案書朗読）申請地にハウスがあり、ハウスの一部の160㎡が太陽光パネル下の敷地になります。そのうち営農型太陽光発電施設の柱部分として合計面積0.53㎡を一時転用するものです。この土地を借人が貸人から賃貸借で借りられまして、営農型太陽光発</p>

事務局	<p>電施設として一時転用し利用するための申請です。また、耕作者と契約し、そちらにも（売電代金）が支払われる予定です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>本申請地の下部の農地ではイチゴの苗床として利用されています。地域の平均単収と比較して概ね2割以上減収するおそれがないことが要件でありますので、申請書の添付書類として、第三者の意見または関連データ、先進地事例の内の一つが必要となり、本申請では、関連データが添付されております。添付資料によりますと生育の状況を前年の実証試験をされた結果、品質は施設下以外の苗と同等のものであったとのことです。</p> <p>太陽光発電パネルによって、農地への太陽光が遮られる割合を遮光率といい一般的に遮光率は30%前後が多いようですが、申請地では、遮光率を22%で計画されており、イチゴへの照度の低下による生育への影響は問題ないと考えられます。</p> <p>また、育苗施設については令和元年度に福岡県の高収益型事業で苗床の整備をされております。福岡県の補助事業との関係で営農型太陽光設置について調整を図っております。内容は育苗と自然災害の点でどうなるのかということで、育苗については去年の実証試験のデータを示し品質の低下はない旨また、自然災害の点についても事業者が災害保険に加入するというので、万が一台風等により発電施設の影響で補助事業の対象である育苗施設が罹災しても保証されるということで県の補助事業担当課との調整が調っております。</p> <p>3月26日に現地確認担当農業委員・推進委員および事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水については発生しません。雨水については自然流下です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p>
議長	事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。
農業委員 21番	<p>はい。この事業につきましてはおそらく今後のモデル地区になっていくだろうと思っていますので、大変ご苦勞をおかけしていると思っております。私が聞きたいことがこの中に営農者の名前が見えないので、できれば営農者の名前を入れるべきではないかと感じております。それから補助事業の関係で調査や確認をしましたがけれども、なかなかその時の状況次第だということで、願うような回答は得られなかった</p>

農業委員	です。
21番	<p>最後に1点だけ知見者の整理はどのようにされましたか。毎年報告をもらう知見者のどなたに請求をされましたかということです。営農型発電所整備の農作物の状況報告書というものがございます。その中では1番上に住所・氏名を書く欄があります。ここは基本的に転用許可を受けた者である借人の情報を書くことになると思います。そして2番目にどなたが営農者ですかということでここは耕作者になると思います。そして最後にこの方たちと関係のない方々の知見を有する者の署名欄があります。だから、どなたが書かれるのかを最初から整理しておかないと後になって私はしませんよとなったときにこの報告書そのものが出せない状態になります。</p>
事務局	<p>県の（農業改良）普及センターに依頼をして確認をしたいと考えております。</p>
農業委員	分かりました。
21番	
議長	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>14ページをお願いします。</p> <p>次の番号4番は先程審議済みです。続いて番号5番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市前古賀にあります前古賀交差点より県道唐尾広川線を南方向へ100mほど進んだ農地になります。農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は1番と同じです。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p>

事務局	<p>3月26日に現地確認担当農業委員・推進委員および事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は下水道に流され、雨水は西側にある側溝へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号6番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市室岡のローソン八女室岡店から北へ50mほど進んだ農地になります。農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は1番と同じです。(議案書朗読)この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意は不要で、水利の承諾はとれています。</p> <p>3月26日に現地確認担当農業委員・推進委員および事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は下水道で処理され、雨水は東南側にある溜枿から水路へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号7番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市室岡にありますローソン八女室岡店から国道442号線を東へ200mほど進み、北へ50mほど進んだ農地になります。農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は1番と同じです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>(議案書朗読) この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、共同住宅用地10戸として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>3月26日に現地確認担当農業委員・推進委員および事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水については下水道で処理され、雨水については自然流下及び南側側溝へ排水されますので、隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号8番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市室岡にあります岡山小学校から北側に300mほど進んだ農地になります。農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であって第3種農地と判断します。(議案書朗読) この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、貸駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾はとれています。</p> <p>3月26日に現地確認担当農業委員・推進委員および事務局で現地</p>

事務局	確認を行った結果、生活雑排水はありません。雨水は東側側溝へ排水されます。特段問題はないと確認しております。以上でございます。
議 長	事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号9番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。
事務局	ご説明いたします。申請地は、八女市今福にあります製茶園から50mほど東へ進んだ農地になります。農地の区分は、第1種農地と判断します。内容は2番と同じです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。(議案書朗読)この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、共同住宅用地2棟20戸として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾は条件があります。浄化槽の排水は北側道路側溝へ接続、雨水の排水は南側用水路への接続を条件に承諾されています。 3月26日に現地確認担当農業委員・推進委員および事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水については浄化槽で処理され北側側溝へ、雨水については南側用水路へ排水される計画ですので、隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。以上でございます。
議 長	事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>16ページをお願いいたします。</p> <p>続いて番号10番は八女市農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので関係者であります農地利用最適化推進委員34番 森義則委員さんは席を下げてくださいようお願いいたします。それでは、事務局より説明と現地調査の報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は立花町山崎の旧第二保育所より南側へ200mほど進んだ西側に位置する農地になります。農地の区分は第2種農地と判断いたします。内容は1番と同じです。（議案書朗読）こちらの土地を譲受人が叔父である譲渡人より譲り受け、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地は申請人の農地のため問題はなく、水利の承諾もとれています。</p> <p>3月25日に現地確認担当農業委員・推進委員および事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は浄化槽で処理され、雨水は東側にある側溝へ排水される予定です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくようお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて17ページをお願いいたします。</p>
議 長	<p>議案第19号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積（別段の面積）の設定について事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>議案第19号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積（別段の面積）の設定についてご説明いたします。農地法第3条第2項第5号の規定により、農地の権利を取得しようとする者は、取得後の耕作面積の合計は都道府県については50aに達しない場合は許可することができないと定められています。しかし、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について別段の面積を定めたときはその面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できるようになっております。また、農林水産省経営局長通知の「農業委員会の適正な事務実施について」により農業委員会は毎年下限面積の設定または修正の必要性を公表することとされていることから審議をお願いするものです。</p> <p>（1）の特定の区域に限定した設定は八女市内全域を対象としまして農地法施行規則第17条第1項第3号の別段面積の基準である、八女市の農家全体の概ね4割は経営面積が40a未満であること、また長年広く定着してきていることから、変更は行わず引き続き40aに設定したいと考えます。</p> <p>また、（2）の空き家に付属した農地に限定した設定は1aに設定したいと考えます。こちらは空き家バンクに登録された空き家に付属した農地を利用した新規就農や定住の促進を図る観点から定めるものでございます。こちらは、1aといたしておりますが、1aに満たない農地も1aと読み替えて取得可能といたしております。以上で説明を終わります、審議方よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 18ページをお願いします。</p>
議長	<p>議案第20号 農地法第3条第1項に係る標準処理期間の設定について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>ご説明いたします。行政手続法第6条において、行政庁は申請に対するまでに通常要すべき標準的な期間である標準処理期間を定めるよう努めることとされております。</p> <p>また、農林水産省経営局長通知の「農地法関係事務処理要領」において、農業委員会が行う農地法第3条許可事務については、標準的な事務処理期間は4週間とするとされていることから、それに合わせまして八女市農業委員会においても同様に4週間にあたる28日を標準処理期間に設定したいと提案するものでございます。審議方よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で議案の審議は全部終了いたしました。</p> <p>これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでございました。</p> <p style="text-align: center;">(閉会宣言 3時15分)</p> <p style="text-align: center;">令和3年4月6日</p> <p style="text-align: right;">議 長 (職務代理) 月足 靖彦</p> <p style="text-align: right;">21番 田村 一彦</p> <p style="text-align: right;">22番 三宅 覚</p>